

# 放課後児童クラブの 長期休業期間等における 食事提供事例集

令和5年7月

こども家庭庁成育局成育環境課

## 目次

1. 学校給食センターを活用した取組（茨城県境町）
2. 弁当事業者と連携した取組①（奈良県奈良市）
3. 弁当事業者と連携した取組②（東京都港区）
4. 認定こども園の調理室を活用した取組（事業者/島根県）
5. 法人で一括して調理する取組（事業者/沖縄県）
6. こども食堂と連携した取組（事業者/青森県）

参考資料（令和5年6月28日付こども家庭庁成育局成育環境課事務連絡）

※事例紹介ページ右上「公設公営」「公設民営」「民設民営」の表示は、各事例での取り組み対象事業所の設置運営形態を示している。

# 1. 学校給食センターを活用した取組（茨城県境町）

## 概要

2021年度から、学校給食センターで調理された昼食を、町内全ての放課後児童クラブで長期休業期間中に提供している。（ただし、土日、お盆、年末年始および学校給食センターの設備点検日を除く）。

放課後児童クラブを利用する保護者に対する昼食提供に関するアンケート結果をもとに、保護者の負担軽減と家庭から持参する弁当による食中毒防止のため、長期休業期間中に業務を停止している学校給食センターを有効活用し実施している。

## 提供方法

- ①準備 給食センターの管理栄養士が献立表を作成し、放課後児童クラブ担当課を介して各家庭へ配布
- ②申込み 保護者が献立表を確認し、長期休業期間前に申込書（紙）による申し込みを行う  
放課後児童クラブが回収した申込書をもとに、放課後児童クラブ担当課が個数をとりまとめ、センターへ依頼
- ③調理・搬入 通常の給食同様に、給食センター職員が食材を発注し、調理、配送をする
- ④配膳 放課後児童支援員が申し込みをしたこどもへ配膳
- ⑤片付け 通常の給食同様に、放課後児童クラブごとに集められた食器等を給食センター職員が回収

## 費用

保護者負担：1食あたり250円。事後払い制（放課後児童クラブの月額利用料と併せて口座引き落とし）。  
自治体負担：食材費（保護者負担分を除く）、水道光熱費、運搬費

## 成果

- ・放課後児童クラブに登録しているこどもの9割以上が申込みをしている。（その他は自宅から弁当を持参）
- ・放課後児童クラブ担当課が間に入ることで、家庭や放課後児童支援員の事務的負担を極力軽減している。

## その他

- ・食物アレルギーの心配がある場合は、自宅からお弁当の持参をお願いしている。
- ・給食センターの設備点検期間（長期休業期間中の4日間程度）は昼食提供ができないことから、代わりに民間業者へお弁当を発注し各放課後児童クラブへ放課後児童クラブ担当課職員が配送している。

## 2. 弁当事業者と連携した取組①（奈良県奈良市）

### 概要

2018年度から市が複数の事業者と昼食提供にかかる委託契約を締結し、公設の放課後児童クラブを対象として長期休業期間（お盆と年末年始を除く）の平日に実施。

放課後児童クラブ利用者の昼食準備にかかる負担を減らし、保護者とこどもの時間を確保することを目的としている。

放課後児童クラブごとに契約事業者を割り当て、弁当の配送を依頼している。

### 提供方法

- ①申込み 保護者は注文用システム（市が開発を委託）を利用して、各事業者が作成した献立表を確認し、提供日の前日13時までに申し込む  
（献立（1種類）は各事業者に任されており、ご飯の量が選択できる）  
注文用システムを介して、事業者・市・放課後児童クラブが注文情報を共有する
- ②調理・搬入 各事業者が調理した弁当を担当の放課後児童クラブへ配送
- ③配膳 注文システムの情報をもとにして放課後児童支援員が注文したこどもへ手渡す
- ④片付け 各事業者が容器を回収する

### 費用

保護者負担：1食あたり250円。事後払い制（放課後児童クラブの月額利用料と併せて口座引き落とし）。

自治体負担：弁当代の一部（保護者負担分除く）、システム運用費

（弁当1個あたり450円の単価契約。利用料減免家庭等への減免制度を実施。）

### 成果

- ・放課後児童クラブに登録しているこどもの約4割が申込みをしており、保護者の支援につながっている。（その他は自宅から弁当を持参）
- ・家庭で作られたお弁当を食べたいと希望するこどもも多く、利用は概ね半々となっている。

### その他

- ・食物アレルギーの心配がある場合は、自宅からお弁当の持参をお願いしている。

## 3. 弁当事業者と連携した取組②（東京都港区）

### 概要

2023年度の夏季休業から、長期休業期間中の月～土曜日に利用可能な弁当配送事業を導入。長期休業期間中の昼食準備にかかる保護者の負担を軽減することがねらい。導入に伴い、区が事業者(1者)と一括して契約を行い、弁当の配送費を負担する。

### 提供方法

- ①申込み 保護者が注文システム(事業者提供)を利用し、提供日の前日正午までにスマートフォンで弁当(1種類)の申込みと支払いを行う。  
注文用システムを介して、事業者と放課後児童クラブが注文情報を共有する。
- ②調理・搬入 事業者がお弁当を各放課後児童クラブへ配送(1個から配送可能)
- ③配膳 注文したこどもが各自で弁当をとる。放課後児童支援員は状況を見守る  
※当日朝、放課後児童支援員は注文システムの情報をもとに、こどもと注文情報を共有
- ④片付け 事業者が容器と残飯を回収する(リユース食器を利用)

### 費用

保護者負担: 弁当の実費  
自治体負担: 配送費

### 成果

- ・これまで一部の放課後児童クラブでは保護者が弁当注文を取りまとめていた。とりまとめをする保護者がいないと実施できないことや注文数が少ない場合配送が頼めないなどの問題があった。
- ・事業の導入により、これまでとりまとめを行っていた保護者の負担軽減、あわせて家庭でのお弁当作りの負担軽減につながることを見込んでいる。
- ・また、1個から配送が可能のため、これまで注文数が少なく配送を頼めなかった放課後児童クラブでも、安定的かつ継続的に弁当配送が利用できるようになる。

### その他

- ・食物アレルギーの心配がある場合は、自宅からお弁当の持参をお願いしている。

## 4. 認定こども園の調理室を活用した取組（事業者/島根県）

## 概要

社会福祉法人暁ほほえみ福祉会が、認定こども園(民設民営)で調理した昼食(おかずのみ)を同法人が運営する放課後児童クラブ「どんぐり児童クラブ」(公設民営)で提供。

法人が地元の食材を提供し、より良いものを食べてもらいたいと考え、土曜日および長期休業期間中(月～土)の利用しているこども全員に昼食提供を開始した。

## 提供方法

- ①準備 献立表の作成(認定こども園の栄養士)、食材の調達は認定こども園で一括で行う
- ②調理 認定こども園の給食と同時におかずの調理を行う  
食物アレルギーのあるこどもの分は、別に調理をし、別容器で保存  
※ごはんと汁物は、利用するこどもと放課後児童支援員が放課後児童クラブ内で調理
- ③搬入 放課後児童支援員が、認定こども園へおかずを取りに行く
- ④配膳 利用するこどもが自分で食べられる量を取り分ける(学校給食のような形式)  
食物アレルギーのあるこどもの分は、職員が専用の容器で配膳
- ⑤片付け 認定こども園のこどもたちの給食用食器等と一括して行う

## 費用

保護者負担:1食あたり200円。事後払い制(月額利用料と併せて口座引き落とし)

## 成果

・ごはんと汁物は、放課後児童クラブ内で利用するこどもと放課後児童支援員と一緒に調理をすることで、食育の機会にもなっている。

## その他

・おかずを受け取りに行く必要があることから放課後児童クラブ側に負担が生じている。

## 5. 法人で一括して調理する取組（事業者/沖縄県）

## 概要

一般社団法人沖縄県学童保育運営サポート協会は、2015年度から土曜日および長期休業期間に、こどもに手づくりの食べ物を提供したいと同協会が運営する各放課後児童クラブでおやつと昼食提供を開始した。

2021年度からは、法人としてセントラルキッチンを整備し、運営する市内12の放課後児童クラブに対して、おやつと、希望するこどもに昼食を提供している。

## 提供方法

- ①申込み 保護者が法人の作成した献立表を確認し、毎週、申込書(紙)による申し込みを行う  
各放課後児童クラブがとりまとめ、注文をする
- ②調理 セントラルキッチンにて、調理専門職員が調理を担当し、各放課後児童クラブの補助員が調理補助をする  
食物アレルギーのあるこどもの分は、別に調理をする(弁当形式)
- ③搬入 調理補助をしていた各放課後児童クラブの補助員が、料理と食器を各放課後児童クラブへ持ち帰る  
(食物アレルギーのあるこどもが在籍している場合は、アレルギー対応弁当も持ち帰る)
- ④配膳 放課後児童支援員が学校給食形式でこどもに配膳  
食物アレルギー対応弁当は、放課後児童支援員が弁当の中身を確認後にこどもへ手渡し
- ⑤片付け 各放課後児童クラブで食器を一度洗った上で、回収。翌日にセントラルキッチンで消毒する。

## 費用

保護者負担:1食あたり350円。当日現金払い。

## 成果

- ・放課後児童クラブに登録しているこどもの3割ほどが申込みをしている。(その他は自宅から弁当を持参)
- ・これまで各放課後児童クラブで行っていた昼食の調理をセントラルキッチンで行うことで、放課後児童支援員等の負担軽減につながっている。

## その他

- ・保護者負担のみで経費を賄っている。栄養士配置も検討したいと考えている。

## 6. こども食堂と連携した取組（事業者/青森県）

### 概要

五所川原システム合同会社は、毎月1回土曜日に、同社が運営する放課後児童クラブ「いとか学園」に通う子どもとその保護者に加え、地域住民にむけたこども食堂を2018年度から開催し、「こども茶会」と季節にあったイベントを実施している。

また、2021年度からは長期休業期間中の毎週火曜日を「カレーの日」とし、保護者の昼食準備にかかる負担軽減のために、利用するこども全員に昼食提供を行っている。

放課後児童クラブの開所当初、「手づくりのおやつ」をこどもたちに提供したいと考えて厨房を整備したことが、現在の食事提供につながっている。

### 提供方法

1. こども食堂開催日には放課後児童クラブを利用する全てのこどもに、こども食堂において昼食を提供

2. 「カレーの日」の場合

①準備 当該月の放課後児童クラブ利用予定表から利用する人数を把握し、食材等を購入

②調理・配膳 補助者2名（おやつ作り等で雇用）体制で事業所内で調理し、放課後児童支援員が利用するこどもへ配膳

③片付け 事業所内で補助者が行う

### 費用

「カレーの日」保護者負担：1日100円のおやつ代に含む。

※こども食堂：こども（放課後児童クラブを利用するこどもを含む中学生まで）は無料。大人は300円。

### 成果

・毎日昼食を提供することは難しいが、「カレーの日」は利用するこどもからも好評であり、保護者の負担減にもつながっている。

### その他

・地域住民や社会福祉協議会等から食材や寄付をいただくこともある。

事 務 連 絡  
令 和 5 年 6 月 2 8 日

各 都道府県  
市区町村 放課後児童健全育成事業 担当部（局） 御中

こども家庭庁成育局成育環境課

## 放課後児童クラブにおける食事提供について

日頃より、放課後児童健全育成の推進に御尽力、御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

放課後児童クラブの運営につきましては、各市区町村において定める条例に基づき、適宜「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年3月31日付雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「運営指針」という。）を参照の上、適切に対応いただいているところですが、放課後児童クラブにおける食事提供について、一定のお問い合わせをいただいている状況を踏まえ、今般、各市区町村に対して食事提供の実施状況について調査しました（別紙）。あわせて、以下のとおりお知らせします。

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）及び運営指針において、小学校における夏季等の長期休業期間中等に事業所として昼食等の食事提供をすることは妨げておらず、調査結果のとおり、長期休業中に昼食を提供している放課後児童クラブも一定数あることから、地域の実情に応じた対応をお願いいたします。なお、放課後児童クラブで食事提供を行う場合は、運営指針にあるとおり、食物アレルギーへの配慮や、感染症や食中毒の発生防止や発生時の対応について定めることが必要と考えられます。あわせて、「放課後児童クラブ運営指針解説書（改訂版）」（令和3年4月5日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課事務連絡）を参照いただくようお願い致します。

また、「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」において、運営事務等を行う職員を配置する費用に対する補助を行っており、昼食等の発注業務についてはその業務範囲と考えますので、ご活用ください。

なお、ひとり親家庭や経済的な困難を抱える家庭等のこどもについては、特に、小学校における夏季等の長期休業期間中等の食事について配慮が必要であると考えられることから、各市区町村におかれては、こどもや家庭のニーズや状況等を踏まえ、「ひとり親家庭等生活向上事業の実施について」（平成28年4月1日付け雇児発0401第31号）に基づく「こどもの生活・学習支援事業」や、「こどもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施要領」（「地域子供の未来応援交付金交付要綱」（令和5年4月1日付けこども家庭庁長官決定）別紙）に基づく「地域子供の未来応援交付金」等の活用により、放課後児童クラブ等において、こどもたちが弁当の持参・購入が難しい場合の宅食（弁当の配達）、フードバンク（食料品の配布）等による支援を行うなど、貴団体内の関係部署とも連携しながら、適切に御対応いただくよう、お願いいたします。

こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係  
TEL: 03-6861-0303  
E-mail: seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp

別紙

放課後児童クラブにおける食事の提供について【調査結果】

1. 目的 長期休業中（夏休み等）に放課後児童クラブにおける食事提供状況を把握するため。
2. 調査概要  
対象：放課後児童クラブを実施している自治体 1,633 市区町村  
調査時点：令和5年5月1日現在

3. 調査結果

（1）長期休業中に事業所として昼食を提供している放課後児童クラブ数を把握しているか。

把握している 995 市区町村  
把握していない 590 市区町村 ※無回答 48 市区町村

（以下、把握している場合）

（2）長期休業中に事業所として昼食を提供している放課後児童クラブ数

2,990 か所（22.8% \*）  
\*＝把握している自治体内に所在する 13,097 か所に対する割合

【内訳】

①事業所内部での調理 （いわゆる自園調理）	552 か所（18.5%）	
②事業所外部からの 搬入	a) 事業所による手配	1,859 か所（62.2%）
	b) 保護者会等による手配	374 か所（12.5%）
③その他	225 か所（7.5%）	

※複数の提供方法をとっている事業所があるため、合計は一致しない。  
※表中の（ ）内は、昼食を提供をしている 2,990 か所に対する割合

4. その他

本調査により把握した好事例をまとめ、自治体に追って周知する予定。